

法人会貸倒保証制度が 皆様の攻めの経営を サポートします!



与信管理を**貸倒保証制度**へアウトソーシングすることで、
経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

「法人会貸倒保証制度」にお任せください

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に
御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

Case 1

食料品卸

お取引先が民事再生手続開始の申立てを行い、
債務者に対する被保険者の売掛金債権が回収
不能となった。

認定損害額

民事再生

668 万円

Case 2

繊維・衣類・装身具卸

お取引先が資金繰りの悪化で不渡り手形を出し
た。法的整理手続きの通知があり、決済予定の
手形が不渡りとなった。

認定損害額

不渡り

1,000 万円

※過去に記名プランで起きた事故例です

お見積はカンタン

無記名包括
プラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください。

全お取引先を包括して補償対象とする「無記名包括プラン」で保険料を計算し、ご案内します。
無記名包括プランは保険期間中のお取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名
プラン

補償対象のお取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

専用の見積依頼書にお取引先と債権残高等をご記載ください。

「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

法人会貸倒保証制度は こんな時に役立ちます!

みなさまのお取引先が、
以下のような事例に
該当する可能性は
ありませんか?

Point1

大口取引先が倒産した
取引先に注意!



建材卸売業A社。
震災復興支援等で急速に売上を拡大していたが、
同社**大口取引先の倒産**に伴い、多額の不良債権が発生。
資金繰り困難のため、連鎖倒産。
2,000万円の貸倒損失が発生。

Point2

借入依存度が高い状態が
続いている取引先に注意!



財閥鉄鋼製品販売業B社。
借入依存度が高く、金融機関から返済条件緩和などの支援
を受けていたが、**対外信用力低下**で破産手続開始決定。
1,000万円の貸倒損失が発生。

Point3

市況全般を背景にニーズが
少なくなった業種に注意!



官公庁の指定業者であった老舗印刷業C社。
ペーパーレス化など、**市況全般の低迷**に伴い、減収基調で
推移。金融機関からの借入返済が負担となり、債務超過の
後、会社更生法適用を申請。
5,000万円の貸倒損失が発生。

Point4

積極的投資の一方で、
重い費用負担を抱えている
取引先に注意!



大手百貨店に出店している菓子販売業D社。
競争激化で業容が縮小。業績回復のため、積極的に新規店
舗を作ったが、**店舗・在庫関連費用負担が増え**、資金繰りの
余裕がなくなり、破産。
200万円の貸倒損失が発生。

Point5

急速に売上拡大したが、
資金が足りない取引先に注意!



建設重機販売業E社。
東京オリンピック関連需要を背景に、売上が急速に拡大。
しかし、**資金繰りが間に合わず**、支払遅延が頻繁に発生。
民事再生法適用を申請。
300万円の貸倒損失が発生。

(ご注意) 上記はあくまで倒産等の事例です。いずれも保険金の支払いをお約束するものではなく、実際の保険金支払いの可否は普通保険約款と特約の内容に従います。

以下にご記入のうえ、下記お問合せ先までFAXでご送付ください。

御社名		入会している 法人会名	
連絡先	住所 TEL FAX	御社 ご担当者名	
ご希望	☐ 「法人会貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細説明を聞きたい。 ☐ 「法人会貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細資料を送付して欲しい。 ☐ その他()		

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。※ご記入いただいた内容をもとに取引信用保険のご案内やその他の商品・サービスのご紹介をさせていただきます。※入会している法人会がこの制度を採用していない場合は、ご加入いただけません。

お問合せ先

〈取引代理店〉

〈引受保険会社〉 三井住友海上火災保険株式会社

東京西支店 八王子支社
〒192-0046 東京都八王子市明神町3-20-6 7階
TEL: 042-646-6221 FAX: 042-643-1275